

令和4年2月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年2月18日(金) 午前8時58分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	11番	吉田 宏明
12番	喜田 清己	13番	吉田 昌治
14番	川田 一博	15番	原 武信
16番	竹内 博文	17番	三木 洋一
18番	石井 淑雄		

#### 欠席委員

10番 宮本 賢一

#### 傍聴推進委員

なし

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	737 2,530	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	178 85	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	8件	田 畑	3,803.22	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	1件	田 畑	107	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	17件	田 畑	35,989.18 2,108.58	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	坂出市非農地証明事務処理要領の一部改正について				
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	3,952	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和4年2月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より2月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計32件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、宮本委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を、11番 吉田宏明委員さんと12番 喜田委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、11番 吉田宏明委員さん、12番 喜田委員さん、13番 吉田昌治さんと私で、2月17日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 27㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が不整形地の取得により譲り受けるものであります。作付予定作物はみかんで、自家消費を目的としています。

2番、・・・、面積 710㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稻で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 2,482㎡ 外1筆 計 2,530㎡

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はみかんで、販売を目的としています。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 114 m<sup>2</sup>外1筆 合計 132 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
無断転用の有無 有  
転用目的 貸施設用地  
申請理由 申請者の父が居住していた建物が空き家のため、貸施設として賃貸収入を得ようと計画しています。そのため、申請地をその施設の利用者用の駐車場として整備するので、今回の転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。  
その他 申請地には昭和55年より車庫を建てていたため、無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 46 m<sup>2</sup>外1筆 合計 131 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
無断転用の有無 有  
転用目的 宅地拡張用地  
申請理由 昭和55年頃から申請者の父が納屋を建てて利用しており、申請地の地目が農地のままであることが判明したため、その無断転用を解消するものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。  
その他 無断転用による始末書の提出があります。  
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件を議題に供します。  
なお、第3号議案の1番、8番については現地調査を実施しておりますので、13

番 吉田昌治委員さん、11番 吉田宏明委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田昌治委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 343 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は高松市のアパートに住んでいますが、両親の老後のことや家族が増えることも考え住宅建築を計画しました。申請地は実家の近くであり、父が所有する申請地で話がまとまったため転用申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

吉田宏明委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」8番の現地調査報告をさせていただきます。

8番、・・・、面積 1,298 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 2,556 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、経営コンサルタント業務等を営んでおり、太陽光発電による電力の売却も積極的に取り組んでおります。

申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま13番 吉田昌治委員さん、11番 吉田宏明委員さん、より現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、8番につきましては、先ほどの13番 吉田昌治委員さん、11番 吉田宏明委員さんのご説明どおりです。

2番、・・・、面積 72 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅拡張

申請理由 譲受人は、31年前に既存住宅の北側の敷地を整地して増築しました。この度、住宅の敷地が、申請地にかかっていることが判明したため、無断転用の解消を図るため転用申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3番、・・・、面積 135 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、丸亀市に住んでいますが、申請地の近くには両親が住んでおり、今後の介護等を考慮して実家近くで住宅建築を検討したところ、親類である譲渡人と話がまとまったため転用申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、5番については、申請者が同一なのでまとめて説明します。

4番、・・・、面積 2,440 m<sup>2</sup>の内 0.69 m<sup>2</sup>

5番、・・・、面積 856 m<sup>2</sup>の内 0.53 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

転用目的 営農型太陽光発電設備

無断転用の有無 既に一時転用の許可を受けており継続となりますが、許可期間内での申請とならず無断転用状態であるため、始末書の提出があります。

申請理由 借り人は申請地において太陽光発電設備を設置して売電収入を得るために一時転用を行いますが、底地については農地性を保ち農業を継続するものです。

本申請地は農用地であることから、一時転用により、4番は令和3年12月31日までの許可、5番は令和3年8月31日までの許可を受けているもので、本申請はそれを継続するものです。

農地の区分 農用地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用であることから農地復元に係る誓約書および、発電設備の下部での栽培作物はズッキーニを予定しており、栽培には影響がないことの見込み書の提出があります。

6番、・・・、面積 99 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 120 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅拡張

申請理由 譲受人は、平成5年に当時の住まいが手狭となったため、隣の敷地に所有者の同意を得て住宅の増築を行いました。そのため、無断転用となっておりその解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

なお、本申請地は令和3年7月の定例会で審議が行われ5条許可を受けました。しかし、所有権を移転する前に許可を受けた譲受人が死亡したため、改めて許可申請を行うものです。

7番、・・・、面積 119 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 576 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人はアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、実家のある加茂町内の小学校近くで住宅建築を検討したところ、譲渡し人との話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

4番、5番の営農型太陽光発電設備への転用面積が、4番は0.69 m<sup>2</sup>、5番は0.53 m<sup>2</sup>ととても小さいですが、どういうことなのでしょうか。

事務局長補佐

はい、これはあくまで一時転用で農地性を保ちますので、発電設備の支柱の面積になります。

会長職務代理

他にありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

ご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件につきまし

て原案どおり承認し、うち7件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、8番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上ということで、2月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続きまして、第5号議案 「農地改良に係る届出」 1件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは第5号議案 農地改良に係る届出についてご説明いたします。

1番、・・・、面積88 m<sup>2</sup>外1筆合計107 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

届出内容 所有者は、オリーブを栽培して畑として利用しようとして計画しました。そのため、表土を除去後、良質花崗土で盛土を行い、水はけを良くしたうえで、上部に腐葉土、堆肥をすきこむ予定です。

周辺農地への影響は、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】 の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第5号議案 「農地改良に係る届出」 1件について、原案どおり受理し処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」 17件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案 農用地利用集積計画書17件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が5件、更新が5件、再設定が7件で、そのうち農地機構を通じた貸借が10件となっております。

以上、農用地利用集積計画書17件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」17件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】 の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」17件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第8号議案「坂出市非農地事務処理要領一部改正」について議題に供します。事務局に説明を求めます。



用が困難な農地」と判定することになっています。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 <<質疑応答>>  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 またこういう場合に直面したら、事務局に相談していただけたらと思います。  
他にご異議もないようですので、第8号議案「坂出市非農地事務処理要領一部改正」  
についての審議はこれで終了します。今後は、改正後の事務処理要領で処理を進める  
ことと致します。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。  
続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたしま  
す。

1番、・・・、面積79㎡ 外1筆 計875㎡【議案読み上げ】  
備考 永小作権の解消

2番、・・・、面積1,259㎡ 外1筆 計1,420㎡【議案読み上げ】  
備考 永小作権の解消

3番、・・・、面積848㎡【議案読み上げ】  
利用権 賃借権の解消

4番、・・・、面積558㎡ 外1筆 計809㎡【議案読み上げ】  
備考 利用権 賃借権の解消  
以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」  
4件について、なにかご質問はありませんか。

山下委員 1番2番の永小作権の解約ですが、借りている人が所有者に返す時は、何も代償を  
求めずに返すのが筋だと思うのですが、この場合は何か金銭のやり取りがあるのです  
か。

事務局書記 1番2番ともに、借り受けていた方が耕作できないと返されるので、金銭のやり取  
りはありません。

梶野委員 4番の解約理由がその他とありますが、どんな理由なのでしょう。

事務局書記 4番の解約理由につきましては、近隣の方から肥料のにおいがするなどと苦情が出ておりました、借受けている方が返されるので解約にいたしました。

会長職務代理 最近では有機肥料ではなく化成肥料があるので、あまり臭わないのではないのですか。

木下委員 私どものところでも、鶏糞を撒いていたら近隣の方からクレームが出たので、化成しか撒かなくなったところもあります。有機肥料を撒かせてくれないのです。

山下委員 たい肥を振ることは日本の農業の根幹なので、化成肥料に変えるとは、そういうことに対する国の考えはどうなっているのか。行政側の対応が問題である。

会長職務代理 僕は農業委員をしているので、たい肥のにおいの相談に来られる方もいますが、説得をしています。地力向上、病気の予防にたい肥は必要です。

各委員 他にありませんか。

会長職務代理 (委員による確認)  
【なし】の声あり

事務局長 他にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

会長職務代理 その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局書記 (事務局からの連絡事項等)

事務局書記 それでは、これをもちまして2月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了